

国際ボランティア 国内ワークキャンプリーダー条件書

CIEEは、日本国内で開催されるボランティアにおいて、以下の条件にてリーダーを募集し、担当プロジェクトとしてリーダー業務を委嘱します。

1. リーダー申込条件

- ・18 歳以上(高校生不可)
 - ※20 歳未満の方は保護者の同意が必要なため、保護者署名を提出いただきます
- ・業務内容(以下 3 参照)を理解し、責任を持ってやり遂げる意志がある
- ・英語と日本語でサポートができる
 - ※TOEFL iBT®61 点、TOEIC®テスト 600 点以上の方が望ましいです。
ただし、スコアが満たない方、受験経験がない方でもご応募いただけます。
- ・心身共に健康である

2. 担当プロジェクトの決定および委嘱契約の成立

公募の場合、選考結果、担当プロジェクトをメールでお知らせし、リーダー業務の受託可否を伺います。募集形態に関わらず、リーダー業務引き受けに関する最終の意思確認は、CIEEが発行する委嘱状へのご署名をもって行います。ご署名済の委嘱状をCIEEが受領した時点でリーダー業務の委嘱契約が成立します。

3. 業務内容

(1) プロジェクト前

- ・CIEE主催のオリエンテーションに参加
(やむを得ない事情により参加できない場合も別途の手段をもって実施)
- ・海外ボランティアが来日するまでのメールサポート
- ・国内受入団体と連絡を取り合い、準備すべきことを確認

(2) プロジェクト期間中

主に以下の内容を中心とする業務ですが、プロジェクトにより、受入団体あるいはCIEEから依頼する業務が発生します。

- ・参加者、受入団体、CIEEの間の連絡塔(通訳者)としての行動
- ・地域の関係者⇄ボランティア参加者間の交流活動を促進
- ・参加者の統率と、友好的な関係を築くための配慮
- ・ボランティア活動における率先した行動
- ・プロジェクトを成功させるための提案
- ・食事のための買い物や、食事当番、清掃当番等の役割分担の決定
- ・受入団体から支給される食費の管理(支給型の場合のみ)
- ・休日の過ごし方の提案と実施

(3) プロジェクト終了後

- ・経費精算、アンケート、報告書の作成・提出

4. 業務に関する経費

業務に関する諸経費は以下のように取り扱います。

経費：自宅からオリエンテーション会場までの往復交通費(日本国内に限る)、自宅からプロジェクト開催地までの往復交通費(日本国内に限る)、プロジェクト期間中業務上発生した通信費、その他業務上必要となった経費は実費を支給します。

交通費は、原則として経路や手段はCIEEが指定し、航空機を利用する場合、CIEE手配の航空便を利用していただきます。CIEE指定の経路・手段・航空便等以外を利用される場合、CIEE指定の手段・経路等にかかる交通費を超える分は支給できません。また、手配済の交通手段をリーダーご自身の都合により変更する場合に発生する変更手数料等はリーダーご自身の負担となります。その他、支給対象となる経費の詳細については、オリエンテーションにてお伝えします。

支給：交通費支給額はCIEEにて決定し、プロジェクト開始前に指定の口座にお振込みいたします。

精算：プロジェクト開催前に支給された交通費以外にかかった経費(実費)分は、プロジェクト終了後に経費精算書を提出いただき、指定の口座にお振込みいたします。

5. ケガに対する保険

委嘱期間中のリーダー業務遂行に際し、以下の補償内容にてCIEE負担で加入します。

(引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社)

保険金額の範囲

傷害死亡・後遺障害：¥3,420,000-

(ボランティア活動中の傷害による保険金額は¥8,420,000-)

傷害入院保険(日額)：¥5,000-(ボランティア活動中の傷害による入院は¥9,200-/日額)

傷害通院保険(日額)：¥3,000-(ボランティア活動中の傷害による通院は¥5,800-/日額)

個人賠償責任保険：¥100,000,000-

6. 責任の範囲

リーダー業務委嘱期間中、事故等により、受入団体、参加者等に対し何らかの法的責任が発生した場合、リーダー個人の責務に起因する場合を除き、CIEEは委嘱したリーダーに対し一切の責任を問いません。その他本委嘱状に記載の無い事項が発生した場合には、その都度協議により、決定・対処することとします。

7. 催行中止の場合

催行人員未達、予期せぬ事情(天災、事故等)、受入団体の都合等により、やむを得ずプロジェクトの催行を中止し、リーダー業務の委嘱契約を解除する場合があります。プロジェクト開始前の中止の場合、原則としてプロジェクト開始2週間前までに連絡します。その場合、上記諸条件は無効となりますが、実際にかかった経費の実費は支給します。

8. 委嘱契約の解除

「7. 催行中止の場合」の他、次に掲げる場合において、委嘱契約を解除する場合があります。

(1) プロジェクト開始前の契約の解除

・CIEEに届け出た情報に虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明した場合

- ・CIEEの連絡に対し、2週間以上にわたり回答が得られない場合
- ・CIEE指定の期日までに必要な手続きを完了しない場合、またはプロジェクト開始前業務を遂行しない場合
- ・病気、怪我、その他の事由により担当プロジェクトに耐えられないとCIEEが判断した場合

(2) プロジェクト開始後の契約の解除

- ・CIEEまたは受入団体が、リーダーとして不適切であり、プロジェクトの円滑な遂行を妨げると判断した場合
- ・リーダーより、自身のやむを得ない都合からプロジェクト途中離団の申し入れがあり、CIEEが承認した場合

上記の場合、プロジェクト開催地から速やかに退去いただき、契約解除後の一切の費用はご自身の負担となります。

9. 個人情報の取扱い

- (1) CIEEは「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令等を遵守いたします。詳しくはCIEEのWEBサイト：<http://www.cieej.or.jp>をご覧ください。
- (2) 個人情報は緊急事態への対応等、必要な場合に限り関連機関からの求めに応じて提供する場合があります。
- (3) リーダーが大学生の場合、所属大学の求めに応じて個人情報や滞在先情報などを所属大学に提供する場合があります。但し、これらの情報提供に同意しない旨、お申込み時にお申し出いただいた場合は除きます。
- (4) CIEEは、取得した個人情報についてリーダーご自身との連絡のために利用させていただくほか、リーダーとして派遣するプロジェクトに関する手配のために必要な範囲内で利用し、また、受入団体、保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、1.CIEEの取り扱うプログラムのご案内、2.プロジェクト参加後のご意見やご感想の提供のお願い、3.アンケートのお願いに、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

この条件書は2018年1月1日以降に応募される方に適用されます。

以上